

1 特別休暇

(1) 有給の特別休暇

種類	取得できる場合	取得単位	取得できる期間
公民権行使のための休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	日・時間	必要と認められる期間
証人等としての出頭のための休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭する場合	日・時間	必要と認められる期間
災害等による現住居の滅失等の場合の休暇	地震、水害、火災その他の災害により、いずれかに該当する場合 ・現住居が滅失又は損壊した場合で復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき ・職員及び職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	日・時間	7日以内
災害等により出勤が困難な場合の休暇	災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	日・時間	必要と認められる期間
災害等による退勤途上の危険回避のための休暇	災害又は交通機関の事故により、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	日・時間	必要と認められる期間
感染症予防法による交通遮断の場合の休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断の措置がとられた場合	日・時間	必要と認められる期間
忌引	親族が死亡した場合	日	・配偶者：10日以内 ・父母：7日以内 等 (正規職員と同一)
結婚休暇	結婚する場合	日	結婚の日の5日前から30日を経過する日までの間における連続する5日以内
出生サポート休暇	職員又は配偶者の不妊治療に伴い、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合（治療を受ける場合、治療により体調不良となった場合、配偶者の通院に同伴する場合）	日・半日・時間	1年度に12日以内
産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である人が申し出た場合	日	出産の日までの申し出た期間
妊産婦の健康診査等のための休暇	妊娠中又は出産後1年以内の人が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査（以下「健康診査等」という。）を受ける場合	日・時間	妊娠中又は産後の時期に応じて定められた回数（注1）の、1日の勤務時間内の必要と認められる時間
妊婦の通勤緩和措置	妊娠中の人が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき	時間・分	勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて1時間以内で必要と認められる時間
妊婦の妊娠障害	妊娠に起因して出現するつわり、浮腫、蛋白尿、高血圧、静脈瘤その他これに準ずる症状を呈し勤務が著しく困難な場合	日・時間	一の妊娠期間における14日の範囲内の期間
産後休暇	出産した場合	日	出産の日の翌日から8週間
育児時間	生後1年に達しない子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	30分または1時間	1日2回それぞれ30分以内
配偶者出産休暇	職員の妻が出産する場合	日・時間	2日以内
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	日・時間	5日以内
夏期休暇	次のいずれの条件にも該当する場合 ① 7月1日から10月31日まで（以下「夏期間」という。）の間において、任用期間が継続する（任用期間の継続が見込まれる）（注2） ② 1週間の所定勤務日数が5日以上（週以外の期間によって、所定勤務日数が定められている場合は、夏期間における週当たりの平均勤務日数が5日以上）	日	7月1日から10月31日までの間で、5日以内

(注1) 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)

(注2) 夏期間において、退職の日から再び任用されるまでの間で、日数が空かずに継続して任用される場合は対象となりますが、日数が空く場合は対象外となります。

(2) 無給の特別休暇

種類	取得できる場合	取得単位	取得できる期間
骨髄等ドナー休暇	骨髄液の提供希望者としての登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	日・時間	必要と認められる期間
妊産疾病休暇	妊娠中又は出産後1年以内の人が健康診査等に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	日・時間	必要と認められる期間
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な人が申し出た場合	日・半日・時間	必要と認められる期間

※ 1週間の所定勤務日数が3日以上（又は1年間の勤務日数が121日以上）である人のみが対象となる休暇

種類	取得できる場合	取得単位	取得できる期間
家族看護・子育て休暇	次に掲げる看護、介助又は養育を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷し、又は疾病にかかった2親等以内の親族等（配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫等）の看護</li> <li>・ 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合の介助</li> <li>・ 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子が在籍する学校等の休業が行われた場合又は当該学校等が実施する行事へ参加する場合の養育</li> </ul>	日・半日・時間	1年度に8日（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子が2人以上の場合は12日）以内
短期介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある要介護者（配偶者、父母、子等）の介護、通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の世話をを行う場合	日・半日・時間	1年度に5日（要介護者が2人以上の場合は10日）以内

※ 1週間の所定勤務日数が3日以上（又は1年間の勤務日数が121日以上）である人のみが対象となる休暇

種類	取得できる場合	取得単位	取得できる期間
介護休暇 (注3)	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある要介護者（配偶者、父母、子等）の介護を行う場合	日・時間	一の要介護状態ごとに最大3回まで通算93日を超えない範囲内
介護時間 (注4)	同上	30分	一の要介護状態ごとに連続する3年の期間内のうち、始業時間から連続し、または終業時間まで連続した2時間の範囲内(注5)

(注3) 指定期間の初日から起算して93日を経過する日から6月経過するまでの間に任用期間が満了し、かつ、更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかである場合は取得できません。

(注4) 所定勤務時間が6時間15分以上の勤務日がない場合は、取得できません。

(注5) 所定勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内です。

2 病気休暇（有給）

種類	取得できる場合	取得単位	取得できる期間
病気休暇	公務上又は通勤による傷病により療養する場合	日・時間	必要と認められる期間
病気休暇	任用期間が6か月以上の人が私傷病により療養する場合	日・時間	1年度につき、1週間又は1年間の所定勤務日数に応じた日数（別表参照）

(別表)

1週間の所定勤務日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の所定勤務日数	217日以上	169日以上 216日以下	121日以上 168日以下	73日以上 120日以下	48日以上 72日以下
休暇の日数	10日以内	7日以内	5日以内	3日以内	1日以内

### 3 育児休業・育児部分休業（無給）

種類	休業できる場合	取得単位	休業できる期間
育児休業 (注 6)	1 週間の所定勤務日数が 3 日以上（又は 1 年間の勤務日数が 121 日以上）である人が子を養育する場合	日	子が 1 歳に達する日までに 2 回 ※ 一定の要件に該当する場合は、最長で 2 歳に達する日まで
育児部分休業 (注 7)	同上	30 分	子が小学校就学の始期に達する日までのうち、始業時間から連続し、または終業時間まで連続した 2 時間の範囲内(注 8)

(注 6) 子が 1 歳 6 か月に達する日（産後 8 週間の期間内の育児休業を取得する場合は、子の出生の日から 57 日間の末日から 6 月を経過する日）までの間に任用期間（更新後の任用期間を含む）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである場合は育児休業をすることができません。

(注 7) 所定勤務時間が 6 時間 15 分以上の勤務日がない場合は、休業することができません。

(注 8) 所定勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内です。